

大多喜町地域防災計画

震災編附編

東海地震に係る周辺地域としての 対応計画

目 次

第1章 総論	附 - 1
第1節 計画策定の趣旨	附 - 1
第2節 震災編の附編としての位置付け	附 - 2
第2章 防災機関の業務	附 - 3
第3章 事前の措置	附 - 6
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	附 - 6
第2節 事業所に対する指導、要請	附 - 9
第3節 広報及び教育	附 - 11
第4節 地震防災訓練	附 - 14
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	附 - 15
第1節 東海地震注意情報の伝達	附 - 15
第2節 活動体制の準備等	附 - 17
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	附 - 18
第4節 混乱防止の措置	附 - 19
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置	附 - 20
第1節 活動体制	附 - 20
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	附 - 22
第3節 警備対策	附 - 27
第4節 水防・消防対策	附 - 29
第5節 公共輸送対策	附 - 30
第6節 交通対策	附 - 32
第7節 上水道、電気、ガス、通信等対策	附 - 33
第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策	附 - 38
第9節 避難対策	附 - 40
第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策	附 - 42
第11節 その他の対策	附 - 44
第6章 住民等のとるべき措置	附 - 46
第1節 住民のとるべき措置	附 - 46

第2節 自主防災組織のとりべき措置.....	附 - 49
第3節 事業所のとりべき措置.....	附 - 50

第7章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応..... 附 - 52

第1節 南海トラフ地震臨時情報の運用について.....	附 - 52
第2節 地震臨時情報発表時の防災対応.....	附 - 53

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日に「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年12月14日に施行された。この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月7日、東海地震が発生した場合に、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。

平成13年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度6弱以上又は発生20分以内に大津波が来襲する8都県263市町村（合併により平成24年4月現在157市町村）が強化地域として指定された。本町は、この強化地域には含まれていないが、東海地震に係る強化地域の周辺地域として震度5強程度の揺れが予想され、局地的には被害の発生が懸念されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生も懸念されるところである。

このため、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として、大多喜町地域防災計画震災編の附編として本計画を策定する。

一方、平成29年（2017年）9月に中央防災会議は、これまで国内で唯一予知の可能性があると言われてきた東海地震について、確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行わないこととなった。それに伴い、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ巨大地震については、平成29年（2017年）11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難等を促す情報を発表することとなった。

本町は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号）に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には該当しないが、南海トラフ地震関連情報の発表に伴う社会的な混乱等が懸念される。

このため、町は、国、県の動向に基づき、適切な対応をとる。（第7章 参照）

第2節 震災編の附編としての位置付け

1. 計画の内容

計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として、平時の社会経済活動を維持しながら、

(1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

(2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な防災措置

等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

2. 計画の範囲

本計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急・復旧対策は、本計画書第2編 震災編 第3章「災害応急対策計画」及び第4章「災害復旧計画」で対処する。

3. 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

(1) 東海地震が発生した場合の本町の震度は、最も強い地域で震度5強程度とする。

(2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4. 計画の実施

本町は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5. 計画の位置づけ

本計画は、「大多喜町地域防災計画 第2編 震災編」の附編として位置付ける。

第2章 防災機関の業務

本町及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

1. 大多喜町

機関名	業務大綱
大多喜町	1 町の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事。 2 東海地震対策の連絡調整に関する事。 3 東海地震に係る予防、応急対策に関する事。 4 東海地震予知情報等の受理、伝達等に関する事。 5 広報、教育、防災訓練に関する事。 6 消防、水防対策に関する事。 7 町が管理又は運営する施設対策に関する事。 8 例外措置としての住民避難に関する事。

2. 県関係機関

機関名	業務大綱
夷隅地域 振興事務所	1 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集、伝達等に関する事。 2 管内の各防災関係機関の業務に係る連絡調整に関する事。 3 管内の社会的混乱の防止に係る施策の決定及び実施に関する事。 4 報道機関等への情報提供に関する事。 5 その他必要な事項に関する事。
夷隅 土木事務所	1 管内の国・県道路及び橋りょうに関する事。 2 管内の水防に関する事。 3 管内の河川管理施設及び急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事。 4 土木資材の確保に関する事。 5 その他必要な事項に関する事。
夷隅保健所 (夷隅健康福祉 センター)	1 医療施設に対する指導に関する事。 2 医療、助産及び救護の指導及び協力に関する事。 3 保健衛生に関する事。 4 防疫に関する事。 5 食品衛生及び飲料水に関する事。 6 医薬品及び毒物、劇薬等取扱事業所の指導に関する事。 7 汚染物質等の発生源に対する監視及び指導に関する事。 8 危険動物の逃走防止に関する事。
勝浦警察署	1 警備本部の設置、運営に関する事。 2 各種情報の収集、伝達等に関する事。 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 4 交通の混乱等の防止に関する事。

3. 指定地方行政機関

機関名	業務大綱
東京管区気象台 銚子地方気象台	1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関する事。 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関する事。 3 地震予知及び地震津波に関する啓蒙活動並びに防災訓練に対する協力に関する事。

4. 自衛隊

機関名	業務大綱
陸上自衛隊 第1空挺団 高射学校	1 県との連絡・調整に関する事。 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事。 3 災害発生時における救援活動の実施に関する事。

5. 指定公共機関

機関名	業務大綱
東日本電信電話(株)	電報、電話等の通信の確保に関する事。
(株)NTTドコモ	携帯電話等の通信の確保に関する事。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	電話等の通信の確保に関する事。
KDDI(株)	電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事。
ソフトバンク(株)	電話、携帯電話等の通信の確保に関する事。
日本赤十字社	1 医療救護に関する事。 2 こころのケアに関する事。 3 救援物資の備蓄及び配分に関する事。 4 血液製剤の供給に関する事。 5 義援金の受付け及び配分に関する事。 6 その他応急対応に必要な業務に関する事。
日本放送協会	1 東海地震予知情報等の放送に関する事。 2 放送施設の保全に関する事。
東京電力パワーグリッド(株)	1 電力の需給に関する事。 2 電力施設等の保全に関する事。
日本通運(株)	貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送に関する事。

6. 指定地方公共機関

機関名	業 務 大 綱
大多喜ガス(株)	1 ガスの供給に関すること。 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること。
小湊鐵道(株) いすみ鐵道(株)	1 鐵道施設の保全に関すること。 2 鐵道輸送の確保に関すること。 3 鐵道旅客の混乱防止に関すること。
(一社)夷隅医師会	1 医療及び助産活動に関すること。 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること。
(一社)夷隅郡市 歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。 2 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。
(一社)外房 薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるためには、平時から不断の準備を進める必要がある。

このため、「大多喜町地域防災計画（震災編）」において各防災関係機関の予防計画を定めているが、東海地震については予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定める。

1. 情報伝達手段の整備

機関名	業 務 大 綱
大多喜町総務課	1 他の通信施設の利用 町及び防災関係機関は、非常時、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの機関等の通信施設を優先利用できるよう、平素から協力体制を確立する。

2. 建築物・構造物の耐震対策

機関名	業 務 大 綱
大多喜町建設課	1 建築物の耐震対策 地震時における建築物の安全を期するため、防災上重要な公共施設を対象に耐震診断の実施、及びそれに基づく耐震改修の促進を図るほか、建築基準法による防災構造上の審査、及び適切な指導を行うとともに、住民に対してもパンフレット等により耐震化の促進に努める。 2 ブロック塀等の倒壊防止 ブロック塀等の倒壊防止のPR、点検パトロールの指導強化を図るほか、施工業者、住民を対象として、講習会の開催による正しいブロック等の施工方法の周知徹底、コンクリートブロック塀等の制限を建築協定事項とするための助言その他住民に理解しやすい啓蒙活動等を行い、効果的な指導を行っていく。 3 建築物の窓ガラス落下防止 建築物の窓ガラス、屋外突出物等の落下物による災害の防止に関する国の指導指針に従い、新設の建築物について建築確認申請時に落下防止のための設計、施工方法を指導強化する。

3. 道路、河川等の対策

機関名	業 務 大 綱
夷隅土木事務所 大多喜町建設課 ・農林課	1 施設等の点検整備 (1) 道路及び橋りょう、河川について、定期又は随時に点検整備を行う。 (2) 急傾斜地崩壊防止施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 2 危険箇所の把握等 急傾斜地等の崩壊による危険箇所の把握、定期的又は随時の点検整備を行う。

4. 鉄道対策の強化

機 関 名	内 容
小湊鐵道(株) いすみ鐵道(株)	1 要注意箇所の把握 路線及び諸設備の点検を行い、要注意箇所を把握する。 2 P R 方法の確立 県から通知を受けるための窓口を定め、社内及び旅客公衆に対する P R 方法を確立する。

5. 食料確保の計画

機 関 名	内 容
大多喜町農林課	災害応急食料の精米計画 発災時における応急食料の配給において、米穀小売業者から調達する米穀は、精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、町内の小売業者又は卸売業者等と精米計画を策定する。

6. 学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化

機 関 名	内 容
大多喜町 教育委員会	学校に対する指導 (1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全職員が点検確認すると同時に、その取扱いを熟知しておく。 (2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないよう固定する。 (3) 避難経路となる廊下、階段、出入口等には、避難障害となる戸棚、本箱等を置かない。 (4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下しやすい物品の設置場所、設置方法等に留意する。 (5) 万年壩、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 (6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。

機 関 名	内 容
夷隅保健所（夷隅健康福祉センター） 大多喜町健康福祉課	一般病院、診療所等に対する指導事項 （一社）夷隅郡医師会の協力を得て、次の事項を指導する。 （1）医療器具の転倒及び落下物の安全対策 （2）医薬品及び危険物等の安全対策 （3）飲料水、薬品等の備蓄 （4）発電機の整備 （5）防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施
山武保健所（山武健康福祉センター） 大多喜町健康福祉課	社会福祉施設に対する指導事項 （1）避難計画の策定 （2）防火計画の策定 （3）転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 （4）可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 （5）施設内における緊急避難用の安全スペースの確保
大多喜町特別養護老人ホーム	1 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 2 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 3 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保

第2節 事業所に対する指導、要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きく、その協力は不可欠である。

このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定める。

1. 防災上重要な事業所に対する指導、協力要請

機関名	指 導 事 項 等
大多喜町 総務課	1 本計画に基づき、町内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう、夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）に指導を要請する。 (1) 対象事業所 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所、及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所 (2) 計画策定上の指導事項 ア 消防計画 (ア) 火気の取扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 イ 予防規程 (ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の取扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 ウ 指導方法 (ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種業界の集会 (エ) 消防行政執行時、その他
夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）	警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して、次により指導を行う。 (1) 施設等の緊急点検及び巡回 (2) 充填作業、移し換え作業等の自粛 (3) 施設の損壊防止措置

2. 生活関連事業所に対する指導・要請

機関名	指 導 事 項 等
大多喜町 農林課 商工観光課	1 食料品、生活物資等を扱う事業所 (1) 生鮮食品の安定供給を確保するため、町内卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。 (2) 食料及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店、町内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工会等を通じて要請する。 (3) これらの指導、要請については、県の指示に基づき行う。 2 金融機関の業務確保 警戒宣言が発令された場合、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため県の指示に従い、次に掲げる事項について金融機関を指導する。 (1) 金融機関の業務対応 ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常通り営業を継続する。 イ 強化地域内に所在する金融機関向けの内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務の取扱いについては、その取扱いを停止する。 (2) 金融機関の防災体制の確立 ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講ずる。 イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類及び物品等の安全確保及び要員の配置等について適切な応急措置を講ずる。 (3) 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭でその旨掲示する。 イ 上記(1)のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。 3 住民に対する指導 警戒宣言発令中における貯金等の引出しについては、社会的混乱を防止するため、急いで貯金引出しの必要のないことを指導する。
大多喜町 税務住民課	町税の対応措置 (1) 警戒宣言発令による混乱が発生し、町税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 (2) 警戒宣言発令中において、町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、住民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、住民等がこれを冷静に受け止め、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平時から広報、教育活動の徹底を期する。

1. 広 報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、又地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努める。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について、適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 町における広報

ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は住民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

イ 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施にあたっては、特に生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

(ア) 東海地震に関する一般的知識

- a 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
- b 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- c 地震が発生した場合の本町域への影響度等

(イ) 警戒宣言時に主要防災機関のとり措

(ウ) 住民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

(エ) その他必要な事項

ウ 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、防災教育、「広報おおたき」等の印刷物によるほか、必要に応じて防災行政無線により実施する。

2. 教 育

(1) 町職員に対する教育

町は、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう、必要な事前の防災教育を実施する。

ア 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を定める。

- (ア) 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- (イ) 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- (ウ) 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- (エ) 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- (オ) 町職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- (カ) 今後取り組むべき課題
- (キ) その他必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については総務課が実施するほか、必要に応じ各課等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により、必要な事項の周知徹底を図る。

(2) 児童・生徒等に対する教育

町教育委員会は、公立小中学校の児童・生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

ア 教育内容

- (ア) 東海地震に関する基本的知識
- (イ) 東海地震が発生した場合の千葉県への影響度、予想される危険等
- (ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- (エ) 警戒宣言時に学校がとる措置
- (オ) 児童・生徒等の学校内及び通学時における安全対策、行動指針
- (カ) 学校施設等の防災対策
- (キ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に、様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- (ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- (イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- (ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- (エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1. 総合防災訓練

県は、市町村、各防災機関の協力を得て、例年実施する総合防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練には、できる限り住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2. 町が実施する防災訓練

町は、上記1の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、住民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

3. 住民、事業所が実施する訓練

町は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発令された後に行うこととなるが、本章では、東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定める。

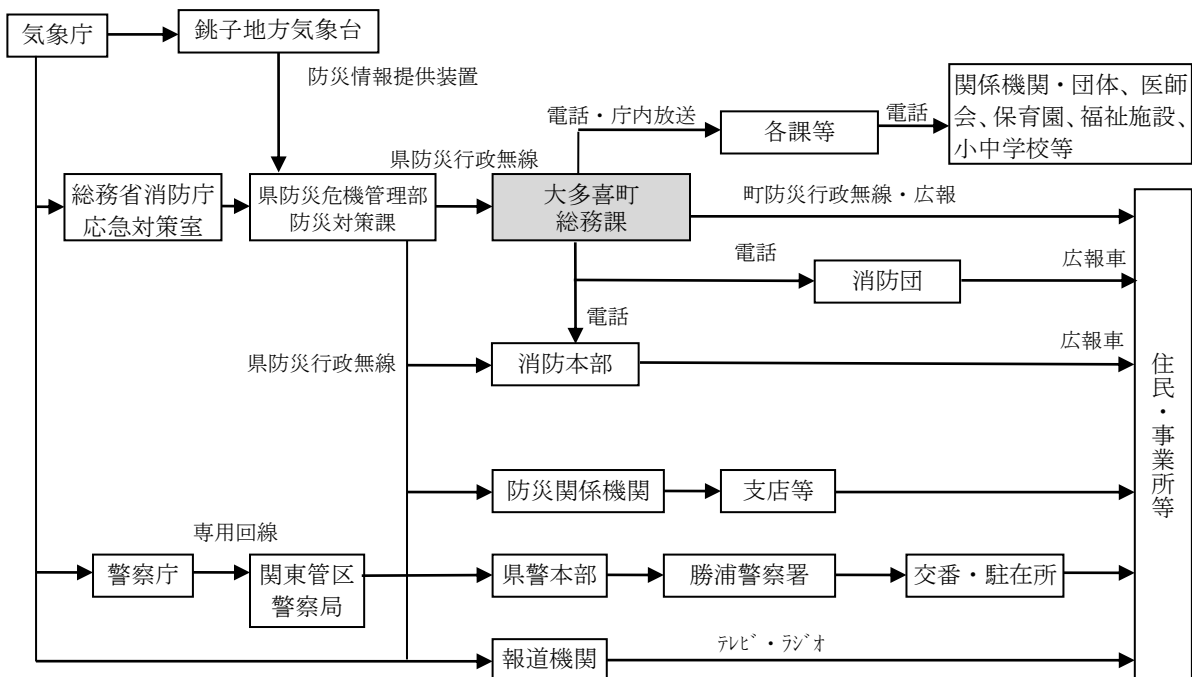
第1節 東海地震注意情報の伝達

1. 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

また、各防災関係機関は、県等から東海地震注意情報を受けた場合、又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておく。

■東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段



2. 伝達体制

機関名	内 容
大多喜町	1 総務課は、県防災対策課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を町各課（所・局）、教育委員会（以下「町各課等」という。）及び防災対策上重要な機関、団体、住民等に対して伝達する。 なお、勤務時間外においては、宿日直者が県防災対策課からの通報を受信（領）し、総務課長に伝達する。 2 町各課等は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、出先機関及び所管業務上必要な関係団体に伝達する。
勝浦警察署	勝浦警察署は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を一斉指令電話、無線通信により署内各課、各交番等に伝達する。
防災関係機関	各防災関係機関は、東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関、必要な関係機関、団体等に伝達する。

3. 伝達事項

- (1) 町及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備等

町及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備等必要な措置を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な体制をとる。

機 関 名	内 容
大多喜町 総務課	1 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部設置準備に入る。 2 職員の参集 職員の参集は、「大多喜町地域防災計画（震災編）」第3章第1節「災害応急活動体制」の職員の動員配備に基づき参集する。 3 東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、総務課が防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 (1) 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のため必要な措置 (3) 県及び防災関係機関との連絡調整
消防本部	1 消防職員の動員 (1) 消防長は、東海地震注意情報の発表に関連する情報に接したとき、全消防職員の動員を行う。 (2) 消防職員は、招集命令を受けたとき、又は報道機関の報道等により、東海地震注意情報の発表の事実を知ったときは、あらかじめ定められた場所へ参集する。 2 警戒隊等の編成 各所属長は、東海地震注意情報の発表に関連する情報に接した場合、警戒隊等の編成を行う。 3 関係機関との連絡体制の確立
消防団	消防団は、本計画第5章第4節「水防・消防等対策」に定める活動体制の準備を行う。
勝浦警察署	1 署災害警備対策室の設置 2 関係機関との連絡調整 3 情報の受理伝達等
東日本 電信電話(株)	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量及び通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
(株)NTT ドコモ	東海地震注意情報の発表を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
小湊鐵道(株) いすみ鐵道(株)	東海地震注意情報の発表を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
その他 各防災関係機関	東海地震注意情報の発表を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則として防災行政無線、広報車等により、住民に冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（町総務課、消防本部、勝浦警察署等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報等を速やかに住民等に広報する。

各テレビ、ラジオの放送機関においては、東海地震注意情報の発表の連絡を受けた時点から職員の緊急動員等を行うとともに、速やかに通常番組を中断し、地震関係の報道を行うこととしている。

NHK千葉放送局では、千葉FM放送（大多喜周辺 80.7MHz）により、県内向けとして県民生活に必要な次の情報を放送することとしている。

- （１）東海地震注意情報の内容
- （２）強化地域、観測データの解説
- （３）混乱防止の呼びかけ
- （４）防災知識の紹介

第4節 混乱防止の措置

東海地震注意情報の発表に伴う社会的混乱を防止するため、町及び各防災関係機関は、次により対応策を講ずる。

機関名	内 容
大多喜町	総務課は、町各課等及び各防災関係機関の協力を得て、次により対処する。 1 混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部防災対策課及び防災関係機関に伝達する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 3 その他必要事項
勝浦警察署	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 1 警戒警備等必要な措置をとる。 2 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本 電信電話(株)	東海地震注意情報の報道に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 1 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 2 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう、トラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は、可能な限り疎通を確保する。
(株)NTTドコモ	東海地震注意情報の報道に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 1 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 2 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう、トラヒック状況に応じた利用制限を行う。
KDDI(株)	東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平時と同様に通信に係る業務を行う。 ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとる。
小湊鐵道(株) いすみ鐵道(株)	警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により、運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。 また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、町及び各防災関係機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間、又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置を定める。

第1節 活動体制

1. 警戒宣言発令時における町の活動体制

警戒宣言が発令された場合、直ちに災害対策本部を設置し、社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備えて被害の未然防止及び軽減を図るため、組織的運営による対策を円滑に実施する。

(1) 本部の設置場所

災害対策本部は、町庁舎会議室に設置する。

(2) 本部組織

ア 本部の組織は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号、以下「災対法」という。）、大多喜町災害対策本部条例及びこの計画に定めるところによる。

イ 災害対策本部の組織については、本計画第2編震災編 第3章 第1節「災害応急活動体制」を準用する。

(3) 所掌事務

災害対策本部は、関係機関の協力を得ながら次の事項を実施する。

ア 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達

イ 各防災関係機関の業務に係る連絡調整

ウ 社会的混乱の防止に係る施策の協議及び実施

エ 報道機関等への情報提供

オ その他必要な応対事項

(4) 配備体制

震災編第3章 第1節「災害応急活動体制」の第3配備体制をとる。

2. 各防災関係機関の活動体制

機関名	内 容
勝浦警察署	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊 第1空挺団 高射学校	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話(株)	(1) 情報連絡室の設置 東日本電信電話(株)千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
(株)NTTドコモ	(1) 情報連絡室の設置 (株)NTTドコモに情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
KDDI(株)	(1) 対策本部の設置 KDDI(株)は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。 (2) 要員の参集 KDDI(株)は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前に定める拠点に参集する。
小湊鐵道(株) いすみ鐵道(株)	災害対策本部を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。

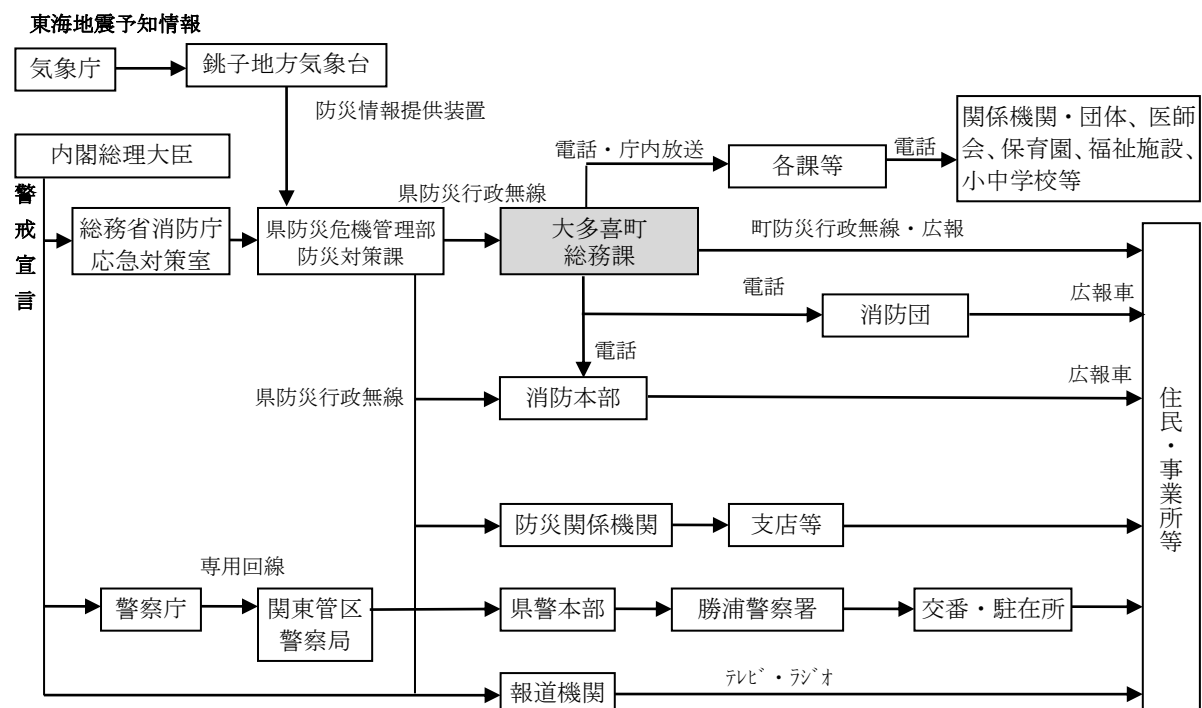
第2節 警戒宣言の伝達及び広報

町及び各防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

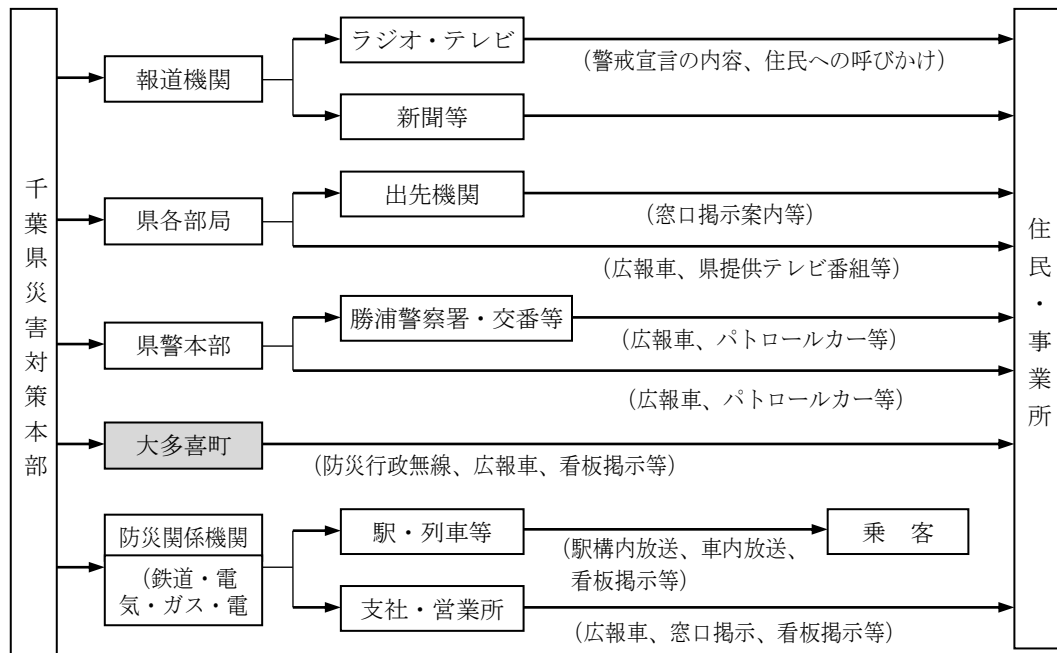
1. 警戒宣言の伝達

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

■警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段



■住民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段



- (1) 町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に対して直ちにその旨を伝達する。
- (2) 住民に対しては、消防本部、消防団及び防災関係機関の協力を得て、サイレンの吹鳴、警鐘による防災信号並びに防災行政無線、広報車両等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。

警 鐘	サイレン
(5 点) ●—●—●—●—● ●—●—●—●—●	(約45秒) (約45秒) ●————— ●————— (間隔約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

2. 警戒宣言時の広報

町及び各防災関係機関は、住民及び施設利用者等に対し、次の内容について広報する。

(1) 町

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼びかけ
- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- オ その他必要と認める事項

(2) 各防災関係機関

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 各防災関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力要請
- ウ その他必要と認める事項

3. 情報の収集伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、的確な情報の収集伝達が重要である。
従って、電話、無線等利用可能なあらゆる機能により情報の収集伝達を実施し、必要によって伝令等の収集連絡を行う。

(1) 通信連絡網

情報の迅速かつ確実な収集、伝達において、次の無線通信連絡網の効果的利用を図る。

- ア 大多喜町防災行政無線（移動系）
町各班への指示の伝達等を行う。
- イ 大多喜町防災行政無線（固定系）
地震情報の伝達及び広報を行う。
- ウ 千葉県防災行政無線
県と町間の情報収集、予警報の伝達を行う。
- エ アマチュア無線
町と地域内の情報収集の不足を補助する。

(2) 情報伝達員の派遣

一般加入電話の輻輳等により連絡手段として使用困難な場合においては、防災関係機関へ職員を派遣し、防災行政無線（移動系）等を利用した情報の収集伝達に当たる。

4. 警戒宣言発令時等の広報文

(1) 警戒宣言発令について

こちらは、大多喜町役場です。こちらは、大多喜町役場です。
只今のサイレンは警戒宣言が発令されたことを知らせるサイレンです。
これから東海地震に係る警戒宣言発令についてお知らせ致しますので、落ち着いて行動してください。

(2回繰り返す)

月 日 時 分内閣総理大臣から地震災害に関する警戒宣言が発令されました。
予想される地震の規模は、マグニチュード() 震源地は() 周辺で、 日以内に発生するとのことであります。

この地震が発生すると、町内では震度() 程度の地震になると予想されます。

住民の皆様には、次のことに注意し、地震に備え冷静に行動してください。

まず、第1は、テレビ、ラジオ等の正確な情報を注意して聞いてください。

第2は、火気の使用について、火の元に十分注意してください。

第3は、当座必要な食料、飲料水、医薬品等を準備してください。

第4は、自動車、電話等の使用を自粛してください。

第5は、いざという時の避難場所を確認してください。

繰り返しお願い致します。住民の皆様は正しい情報を聞いて冷静に行動してください。

(2) 警戒宣言発令解除について

こちらは、大多喜町役場です。こちらは、大多喜町役場です。
只今から東海地震に係る警戒宣言発令解除についてお知らせ致します。

(2回繰り返す)

月 日 時 分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、 月 日 時 分に解除されました。

予想されました地震発生のおそれはなくなりました。

(3) 本町への影響に関する事項について

こちらは、大多喜町役場です。こちらは、大多喜町役場です。
只今から東海地震の警戒宣言関連情報をお知らせ致しますので、落ち着いて行動してください。(2回繰り返す)

月 日 時 分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は引き続き発令中です。予想される地震の規模は、マグニチュード() 震源地は() 周辺で、 日以内に発生するとのことであります。

この地震が発生すると、町内では震度() 程度の地震になると予想されます。

住民の皆様は、引き続き今後のテレビ、ラジオ等の報道に十分注意してください。

なお、詳しい情報は、その都度お知らせ致しますので、落ち着いて行動してください。

(4) 住民等のとるべき防災措置等について

こちらは、大多喜町役場です。こちらは、大多喜町役場です。
只今から東海地震の警戒宣言発令に伴う防災措置並びに注意事項についてお知らせ致しますので、落ち着いて行動してください。
(2回繰り返す)
テレビ、ラジオ等で報道されておりますように、現在、東海地域に地震災害警戒宣言が発令されております。
このため、大多喜町でも万一に備え、防災体制を整えております。住民の皆様も万一に備え次のことに注意して、冷静な行動をとってください。
まず、第1は、火気の使用を自粛してください。
第2は、家具類等の転倒防止に努めてください。
第3は、当座必要な食料、飲料水、医薬品等必要な物を準備してください。
第4は、まさかの時の避難場所を確認してください。
第5は、この地震が発生しますと、特に急なげや、施工方法の悪いブロック塀等が崩れやすくなり、大変危険ですので、これらの付近には近寄らないようにしてください。
繰り返しお願い致します。住民の皆様は正しい情報を聞いて、落ち着いて行動してください。

(5) 避難指示について

こちらは、大多喜町役場です。こちらは、大多喜町役場です。
只今から地区の皆様へ避難のお知らせを致しますので、落ち着いて行動してください。
(2回繰り返す)
()地区の()では地震による()のおそれがあります。
速やかに町の指定避難所()又は安全な場所へ避難してください。
なお、避難する時は、火の始末、ガスの元栓を確かめ、歩いて避難してください。

(6) 水道、電気、ガス等の生活関連情報について

こちらは、大多喜町役場です。こちらは、大多喜町役場です。
只今、東海地震の警戒宣言が発令されております。
これから、水道、電気の供給及びガスの取扱いについてお知らせ致します。
まず、水道の状況についてお知らせ致します。
水道は地震が発生すると断水することがあります。必要な水は、ポリタンクや風呂場等に汲みおきしてください。
次に電気の状況についてお知らせ致します。
電気は、地震が起こるまで停電することはありません。停電に備え、懐中電灯をあらかじめ用意してください。
また、ガスを使う場合は、火のそばから離れないでください。

第3節 警備対策

勝浦警察署は、警戒宣言が発せられた場合、社会的混乱の防止及び民心の安定を図り、警戒活動を迅速かつ適正に実施するため、次の措置をとる。

1. 警備体制

(1) 警備体制の確立

事項	東海地震注意情報発表時	東海地震予知情報（警戒宣言） 発令時
要員の参集範囲	署警備対策室要員及び警備 部隊要員	警察全職員
警備本部の設置等	署災害警備対策室	署災害警備本部

(2) 警備部隊の編成

警備部隊は、署部隊をもって充てる。

2. 基本的な活動

- (1) 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員、又は特別に指示された警備要員の参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配慮
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広報

3. 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

(1) 警備部隊の事前配置

- ア 主要駅等人的の集中が予想される場所
- イ 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- ウ 災害危険場所
- エ その他必要と認める場所

(2) 広報

民心の安定を図り、混乱の発生を防止するため、次により効果的な警察広報を実施する。

広報内容	(1) 警戒宣言の内容及び関連する情報 (2) 住民及び自動車運転者のとるべき措置 (3) 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 (4) その他民心の安定を図るため必要な情報
広報手段	(1) パトロールカー、広報車等の警察車両による広報 (2) 警察署、交番等の備え付け拡声器による広報 (3) 報道機関、防災関係機関への情報提供

4. その他

(1) 危険物等の措置

ア 銃砲刀剣類の保管管理に関する指導

イ 危険物（高圧ガス、消防危険物、放射性物質、火薬類等）取扱業者に対する危険防止措置等に関する協力要請

(2) 通信の運用等

ア 警察無線、有線等の通信確保と統制

イ 通信資機材の点検と確保

(3) 警察施設の防護

警察施設の防護対策を徹底するとともに、非常持ち出し物品の整理等について、必要な事前措置を図る。

第4節 水防・消防対策

町は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

なお、水防対策は風水害等編第3章 第3節「水防計画」を、消防対策は震災編第3章 第5節「消防・救助・救急・医療救護活動」を準用する。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水災害等防除のための警戒
- (3) がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民及び事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

第5節 公共輸送対策

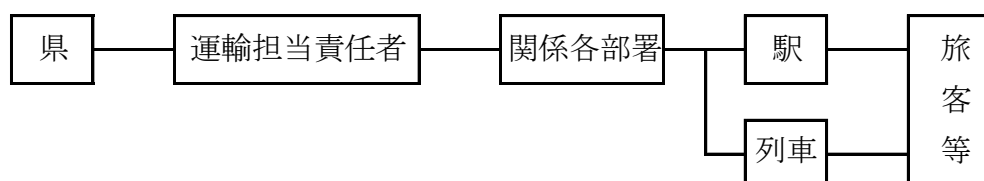
警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動・行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講ずる。

1. 民営鉄道の措置（小湊鐵道(株)・いすみ鐵道(株)）

（1）警戒宣言の伝達

ア 伝達ルートは、次のとおりとする。



イ 駅、車内等において警戒宣言、東海地震予知情報等の放送を行い、旅客及び貨物荷主の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

（2）混乱防止対策

駅、車内での混乱を防止するため、次の措置をとる。

ア 平時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力について広報を行う。

イ 警戒宣言時に報道機関を通じて、正確な運転状況を報道するとともに、時差退社等の呼びかけを行う。

ウ 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ、協力を要請する。

（3）運行方針

各防災関係機関、報道機関及び東日本旅客鉄道(株)との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

なお、警戒宣言発令時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。

輸送機関名	発令当日	翌日以降
小湊鐵道(株) いすみ鐵道(株)	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止を乗り入れ、各社と調整の上実施する。 なお、輸送力は、平常ダイヤよりかなり減少する。

(4) 主要駅における対応

ア 旅客の安全を図るための措置

(ア) 適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。

(イ) 状況により、改札止めの入場制限等を行う。

(ウ) 状況により、警察官の応援を要請する。

イ その他の措置

(ア) 状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。

(イ) 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

(5) 列車の運転中止措置

列車の運行確保に当たっては、県、警察及び消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一事業所等の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、やむを得ず列車の運転を中止するときがある。

(6) その他の措置

工事箇所については、危険防止措置を講じ、あるいは工事を中止するほか、必要に応じて要注意箇所の点検、監視を行う。

2. バス、タクシー等対策

(一社)千葉県バス協会、(一社)千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

1. 県警察のとり交通対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

- (1) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- (2) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

本町内には広域交通規制の対象道路は所在しないが、これらの交通対策の実施等によって、交通の混乱及び交通事故が発生するおそれのある場合は、必要に応じて交通規制が行われる。

2. 道路管理者の対策

(1) 県

警戒宣言が発せられた場合、夷隅土木事務所は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講ずるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋りょう、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

イ 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

(2) 町

警戒宣言が発せられた場合、建設班は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講ずるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

第7節 上水道、電気、ガス、通信等対策

1. 上水道対策

警戒宣言が発令された場合、環境水道班は、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を行い、発災に備えた緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(1) 人員の確保、資機材の点検整備

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設整備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図り、指定給水装置工事事業者等との連絡協力体制について確認する。

また、発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(2) 施設の保安措置等

警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておき、警戒宣言が発せられた場合、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

また、浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意して、原則として搬入は行わない。

なお、工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

(3) 広報

住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点にして、広報車及び指定給水装置工事事業者の店頭掲示等により実施する。

広報内容	(1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること。 (2) 発災に備え、飲料水及び生活用水を貯水すること。 ア 飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 イ 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。 (3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報手段	(1) 報道機関への放送依頼 (2) 広報車による広報 (3) 水道工事店の店頭掲示等 (4) ホームページによる広報等

2. 電気対策

東京電力パワーグリッド(株)木更津支社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員、資機材の点検整備等

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部の構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合等の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる予防措置を講ずる。この場合においても地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行う。

ア 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検及び整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話(株)、鉄道、警察、消防及び関係防災機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(4) 広報

感電事故又は漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	(1) 無断昇柱及び無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにコンタクトセンターへ通報すること。 (3) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。 (4) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する。 (5) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。 (6) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。 (7) その他必要な事項
広報手段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）による広報 (2) 広報車等による広報

3. ガス対策

大多喜ガス(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 人員の確保

(ア) 勤務時間内

社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、携帯電話、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部の指示に従う。

(イ) 勤務時間外

伝達経路に従い、電話等で情報を受けた場合は、所属課所又はあらかじめ指示された箇所に出動し、地震災害警戒本部の指示に従う。なお、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。

イ 緊急用工具、資機材及び車両の点検準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

(ア) 初動装置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具及び資機材の点検準備をする。

(イ) 非常用の食料、飲料水、医薬品等を手配、準備する。

(3) 施設の保安措置

ア 連絡網の確認及び統制

無線、電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

イ 工事等の作業の中止と安全措置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員、サービスショップ作業員は、需要家又は地先における作業を中止、又は速やかに作業を完了させ、工事による事故防止措置をとる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

また、特定需要家に対しては個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

広報内容	(1) 引き続きガスを供給していること。 (2) ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱方法 (3) 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処置方法 (4) 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意
広報手段	(1) 広報車により、直接需要家に呼びかける。 (2) 防災関係機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

4. 通信対策

東日本電信電話(株)千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう、防災関係機関等の重要通信を確保するとともに、住民に大きな支障を来さないことを基本として、次のとおり対処する。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（エム・ベイポイント幕張8F） 電話番号：043-211-8652（代）
--

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検及び確認

イ 応急ケーブル等災害復旧用資材及び車両の確認

ウ 工事中施設等の安全措置

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び住民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

（ア）防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

（イ）一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は、可能な限り疎通を確保する。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災関係機関、災害救助機関等の緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

(株)NTTドコモは、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 基本方針、要員の確保及び情報連絡室の設置

東日本電信電話(株)千葉事業部に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検及び確認

イ 災害復旧用資機材及び車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡、住民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないように、トラヒック状況に応じた利用制限を行う。

KDDI(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部及び現地対策室を設置する。

(2) 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。

(3) 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材及び緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策をとる。

(4) 応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとる。

第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策

1. 学校対策

町教育委員会は、警戒宣言が発令された場合、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、次のとおり対応する。

- (1) 警戒宣言発令後は直ちに授業を中止し、下校（避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童・生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。
 - ア 通学路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網、メール配信により保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童・生徒については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (3) 学校に残留し、保護する児童・生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対応する。
- (4) 保護者への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (6) 校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な処置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関、団体等との連絡を密にし、対応する。

2. 病院対策

警戒宣言が発令された場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては(一社)夷隅医師会等を通じ、いすみ医療センターに準じた対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

3. 社会福祉施設対策

各社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておく。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、

各施設の実態に即した具体的措置について定める。

(1) 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

(2) 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等

(3) 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

(4) 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、
救護運搬用具等の確保

(5) 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

(6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

(7) その他必要な事項

第9節 避難対策

警戒宣言発令時においては、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ、山崩れ等の危険性が特に高い地区にあっては、町長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておく。

また、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

1. 警戒宣言時の措置

(1) 避難指示

町長は、消防本部等関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに避難指示を行う。

(2) 避難所の確認

- ア 落下物及び転倒物の予防措置を確認する。
- イ 防災設備等を確認する。
- ウ 給食及び給水用資機材を確認する。
- エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに県、消防本部等関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する支援

幼児、児童、高齢者、病弱者等の要配慮者に対して必要な支援を行う。

(7) 給食及び給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して援護を行う。

(8) 生活必需物資の給与

(9) その他

避難終了後、消防本部等と協力の上、避難対象地区の防火及び防犯パトロールを行う。

2. 事前の措置

町長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておく。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図った上、がけ崩れ、山崩れ等により、災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 避難所の指定

避難者を一時的に収容又は保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。

(3) 避難指示体制の確立

防災行政無線、広報車等による避難指示体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する支援体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等の要配慮者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における支援体制を確立しておく。

(6) 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

1. 救護救援対策

機関名	内 容
大多喜町 健康福祉課	- 警戒宣言が発せられた場合、福祉班を設置し、職員を非常招集するとともに、関係機関との情報交換を密にする。 - 救護に備え、出動準備を整える。 (一社)夷隅医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう、また、発災後の負傷者への対応を要請する。
夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）	関係機関との情報交換を密にするとともに、救援出動要請に備え、出動準備を整える。
(一社)夷隅医師会	- 医師会員に対して発災に備え、連絡体制を確保するよう指示する。 - 会員医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。

2. 防疫対策

機関名	内 容
大多喜町 健康福祉課	災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。 - 夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）が行う検病検査及び必要に応じて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づく健康診断の結果、指示があった場合に、正確迅速に受理する体制を整える。 - 出動要請に備え出動準備を整える。 - 防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄を確認し、出動準備を整える。 - 防疫に関する情報を速やかに収集する。 - 防疫活動に必要な防疫作業員の出動準備を整える。 - 防疫活動に必要な防疫薬剤（主に消毒乳剤、油剤、クレゾール等）の備蓄量の確認及び必要に応じて購入手配をする。 - 防疫活動に必要な車両及び機器の整備又は点検を行う。

機関名	内 容
夷隅保健所 (夷隅健康福祉センター)	災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。 1 夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）が行う業務 (1) 検病調査及び健康診断の必要が予想されるため、(一社)夷隅医師会の協力を得て班の編成を行う。 (2) 災害発生後の防疫情報及び防疫活動について、町に周知徹底を図る。 (3) 防疫活動に必要な人員、資材（主に薬剤、ワクチン等）の輸送は、必要に応じ、県の計画に基づく動員指示により行う。 (4) 町が被災地で供給する飲料水の検水準備を行うとともに、町に対し、飲料水の安全確保について指導する。 2 町に対する指導及び指示事項 (1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。 (2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の機具及び器材の整備並びに薬剤備蓄量の確認に関すること。

3. 保健活動対策

機関名	内 容
大多喜町 健康福祉課	1 平時より管内概況・地図・医療機関等施設・避難行動要支援者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設情報や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。避難行動要支援者の把握については、プライバシー保護に十分注意すること。 2 避難者の健康管理及び要支援者への処遇調整を行う。 3 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）を通じ、県に派遣依頼をする。 4 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。
夷隅保健所 (夷隅健康福祉センター)	1 平時より管内概況・地図・医療機関等施設・避難行動要支援者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設情報や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。避難行動要支援者の把握については、プライバシー保護に十分注意すること。 2 市町村が行う保健活動の状況により、その活動を支援し、要請に応じ保健師を派遣するとともに、健康福祉課に連絡を行う。 また、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）管内での対応では不足な場合は、速やかに健康福祉課に連絡し、管外からの支援を要請する。 3 災害時に保健活動チームを編成し、避難所及び避難所以外の被災地において、市町村と連携し、被災住民の健康管理や相談等保健活動を行う。

第11節 その他の対策

1. 食料及び医薬品の確保

町及び夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料及び医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。

（1）食料の確保

ア 米穀の確保に当たっては、県に対し、災害応急食料割当申請を行えるよう準備体制をとる。

イ 町及び業者間の協力体制を確立し、運搬車両及び人員の手配を指示する。

ウ 米穀小売業者又は卸売業者等へ精米準備体制をとるよう指示する。

エ その他の食料の確保に当たっては、町内小売販売業者等に対し、在庫の確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

（2）医療品の確保

町内の薬局から調達するため、医薬品の供給準備体制をとるよう協力を依頼する。

2. 緊急輸送の実施準備

警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため、緊急輸送が必要となる事態に備えて、次の措置を講ずる。

（1）緊急輸送車両の確保

震災編第3章第6節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」による。

（2）緊急輸送車両の確認

震災編第3章第6節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」による。

（3）関係団体による協力

トラックを必要とする場合、県を通じ（一社）千葉県トラック協会に協力を依頼する。

3. 町が管理、運営する施設対策

町が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設、図書館等については、原則として開館（開催）を自粛する。

（1）町教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合、図書館等の個人使用形態をとる施設においては、個人施設利用者に野球場、テニスクエア等団体利用形態をとる施設においては、主催責任者にそれぞれ協力を呼びかける。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設及び設備の作動準備、危険箇所の応急点検並びに危険物の保安措置を講ずる。

■該当施設

図書館、中央公民館、B & G 海洋センター、多目的広場、野球場、雨天練習場、テニスクエア

4. 町税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における町税の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、町税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じて適切に対処する。
- (2) 警戒宣言発令に引き続き、町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について、適切な措置を講ずる。

5. 危険動物の逃走防止

飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（環境省）により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。
- (2) 動物が施設から逃走したときは、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第 16 条及び第 17 条により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講ずる。
- (3) 町は、前号の通報があったときは、直ちに緊急措置を適切に講じさせるとともに、防災行政無線、広報車等により住民に注意を呼びかけ、危険な動物による住民の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する。

第6章 住民等のとるべき措置

本町においては、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することが予想される。町、県、各防災関係は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものである。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示す。

第1節 住民のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平 時	1 家や塀の耐震化を促進する。 (1) わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 (2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 (1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定等する。 (2) 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 (3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 (1) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 (2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (3) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 (4) 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 4 消火器、消火用水の準備をする。 (1) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 (2) 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 5 非常用飲料水、食料の準備をする。 (1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約2～3リットル）。 (2) 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩等。）と平時の買い置き等を合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 6 救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾等を救急箱等に入れて準備しておく。 なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。

区 分	とるべき措置
平 時	7 生活必需品の準備をする。 簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレットペーパー、食品用ラップ、ゴミ袋等）を準備しておく。 8 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 9 非常持出品の準備をする。 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサック等にまとめておく。 例 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬等 10 防災講習会、訓練へ参加する。 町、消防本部、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 11 家族で対応措置の話し合いをする。 (1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2) 戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 (3) 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 12 自主防災組織に積極的に参加する。 13 町の指定避難場所のうち最寄りの避難場所を2か所以上確認しておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 2 電話の使用を自粛する。 3 自家用車の利用を自粛する。 4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1 警戒宣言情報を入手する。 (1) 町の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 (2) 町、県、警察署、消防本部等防災関係機関の関連情報に注意する。 2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 (1) 家具、棚等の上の重いものをおろす。 (2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 (3) ベランダの置物をかたづける。 3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 (1) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 (2) ガス器具等の安全設備を確認する。 (3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 (4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。 4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。

区 分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	6 非常用飲料水、食料を確認する。 7 救急医薬品を確認する。 8 生活必需品を確認する。 9 防災用品を確認する。 10 電話の使用を自粛する。 町、県、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 11 自家用車の利用を自粛する。 (1) 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 (2) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 12 幼児、児童・生徒、要配慮者の安全を確認する。 (1) 幼児、児童・生徒や要配慮者が安全な場所にいるか確認する。 (2) 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 13 エレベーターの使用をさける。 14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとる。

区 分	とるべき措置
平 時	1 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 2 防災知識の普及活動を行う。 (1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3) 地域内の消防水利を把握する。 (4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 3 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。 4 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 (1) 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 (2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3) プロパンガスボンベの点検を指導する。 5 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて、情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。 6 情報の収集、伝達体制を確立する。 (1) 町、消防本部等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 (2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 2 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1 自主防災組織の活動体制を確立する。 (1) 自主防災組織の編成を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 2 町、消防本部等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 3 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける（第1節を参照のこと）。 4 防災資機材等を確認する。 5 幼児、児童・生徒、要配慮者の安全対策措置を呼びかける。 6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平 時	消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者にあたるもの）を定め、防災計画を作成する。 防災計画作成上の留意事項は次による。 1 自衛防災体制の確立 (1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (2) 組織の役割分担の明確化 2 教育及び広報活動 (1) 従業員の防災知識の高揚 (2) 従業員の安否確認方法 (3) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (4) 従業員の帰宅対策 3 防災訓練 災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 4 危険防止対策 (1) 施設、設備の定期点検 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置 5 出火防止対策 (1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (2) 消防水利、機材の整備点検 (3) 商品の整備点検 (4) 易・可燃性物品の管理点検 6 消防資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。 7 情報の収集、伝達体制の確立 (1) 町、消防本部等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 (2) 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 2 自衛防災体制を準備、確認する。 3 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 4 その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1 自衛防災組織の活動体制を確認する。 (1) 自衛防災組織の編成を確認する。 (2) 自衛防災本部を設置する。 (3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。

区 分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	2 情報の収集、伝達体制をとる。 町、消防本部等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 3 危険防止措置を確認する。 (1) 施設、設備を確認する。 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を確認する。 4 出火防止措置を確認する。 (1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 (2) 火気使用場所及び周辺を確認する。 (3) 消防水利、機材を確認する。 (4) 易・可燃性物品を確認する。 5 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。 6 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 7 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 8 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 11 電話の使用を自粛する。 県、町、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 12 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

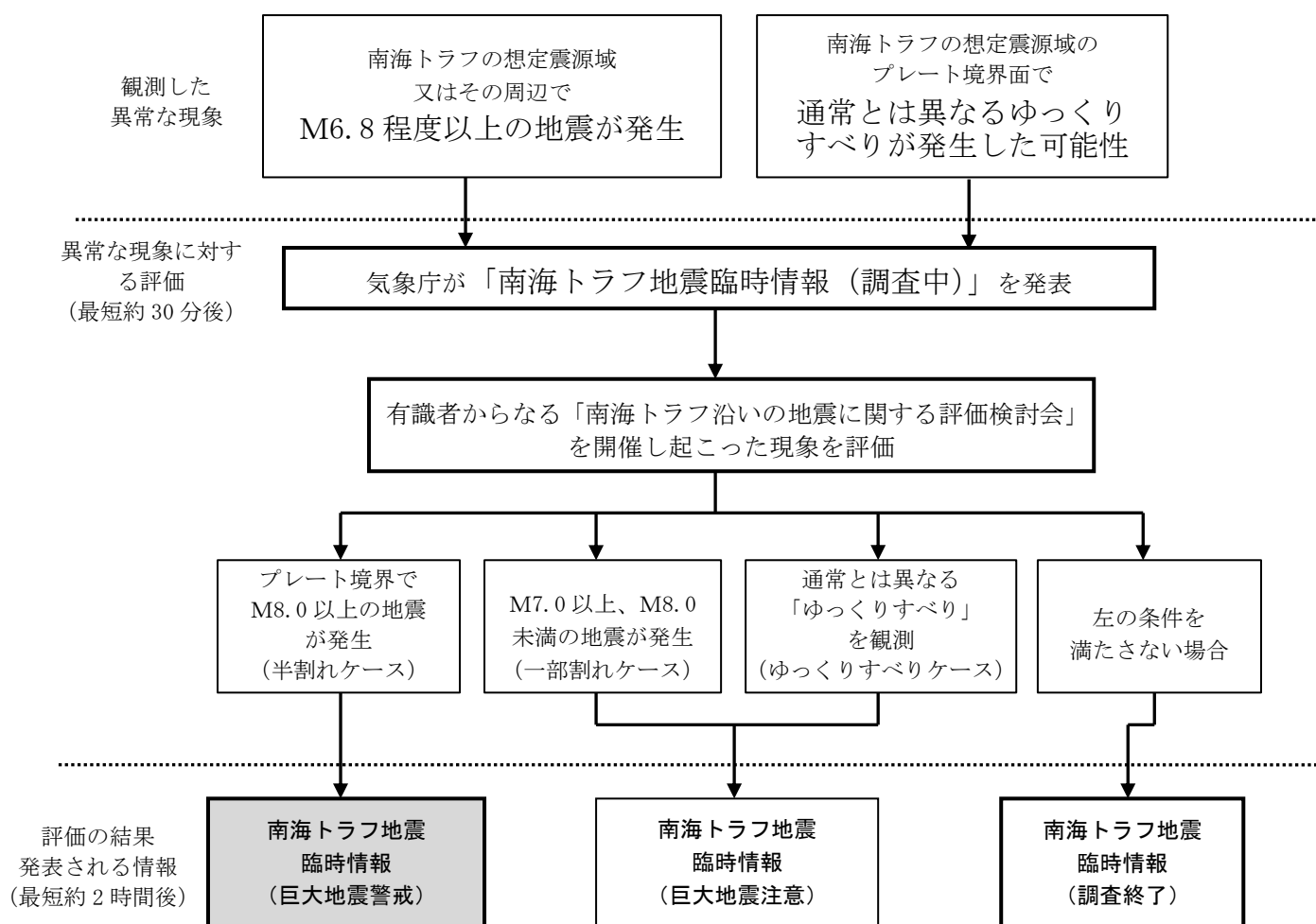
第7章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報の運用について

南海トラフ地震臨時情報の発表に関しては、南海トラフ付近でマグニチュード6.8程度以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合、国が調査を開始するとともに、気象庁が臨時情報（調査中）を発表する。

国の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の結果により、臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表される。

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



資料：気象庁

第2節 地震臨時情報発表時の防災対応

各地震臨時情報が発表された場合の町の対応は、以下に示すとおりである。
また、住民等は次のような対応をとる必要がある。

区 分	町の対応	住民等の対応
南海トラフ地震 臨時情報 (調査中)	・必要に応じて担当職員の緊急参集 ・情報の収集及び共有 ・地域住民等に密接に関係のある事項について周知 ・その他必要な措置	
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)	・住民等への南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び冷静な対応の呼びかけ ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について周知 ・災害対策本部等の設置 ・避難所の運営等	・平時からの地震への備えを再確認する等 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性がある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は避難
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	・地域住民等に対し、平時からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけ ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について周知 ・施設・設備等の点検等平時からの地震への備えの再確認	・平時からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）

資料：千葉県地域防災計画、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン【第一版】（内閣府）